

包括保険の対象となる契約の考え方

契約全体の中で、包括保険対象貨物の占める割合により、保険対象部分が決まります。

・輸出契約

対象貨物(本邦出荷) A 100		対象貨物のみの場合は 特約下限額以上であれば 全額対象
対象貨物(本邦出荷) A 60	対象外貨物(本邦出荷) A 40	対象貨物 > 対象外貨物の場合は 全体で特約下限額以上であれば 全額対象
対象貨物(本邦出荷) A 40	対象外貨物(本邦出荷) A 60	対象貨物 < 対象外貨物の場合は 対象貨物が特約下限額以上であれば 対象貨物部分のみ対象

※注 上記の対象貨物／対象外貨物の考え方は、単体輸出の場合。

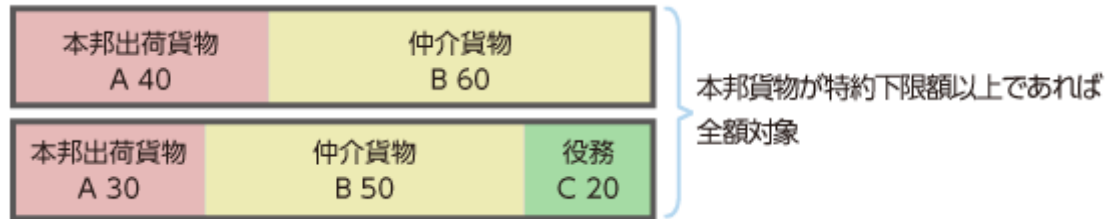
プラント輸出など、輸出先国で組立工事を行うものは、出荷時点では様々な貨物が混在しているが「〇〇プラント一式」として日本機械輸出組合との特約の対象となる。(以下、看做し契約も同じ)
(対象貨物に不明点がある場合は、輸出組合にご照会下さい)

・看做し輸出契約(本邦出荷貨物の金額が一番多い契約)

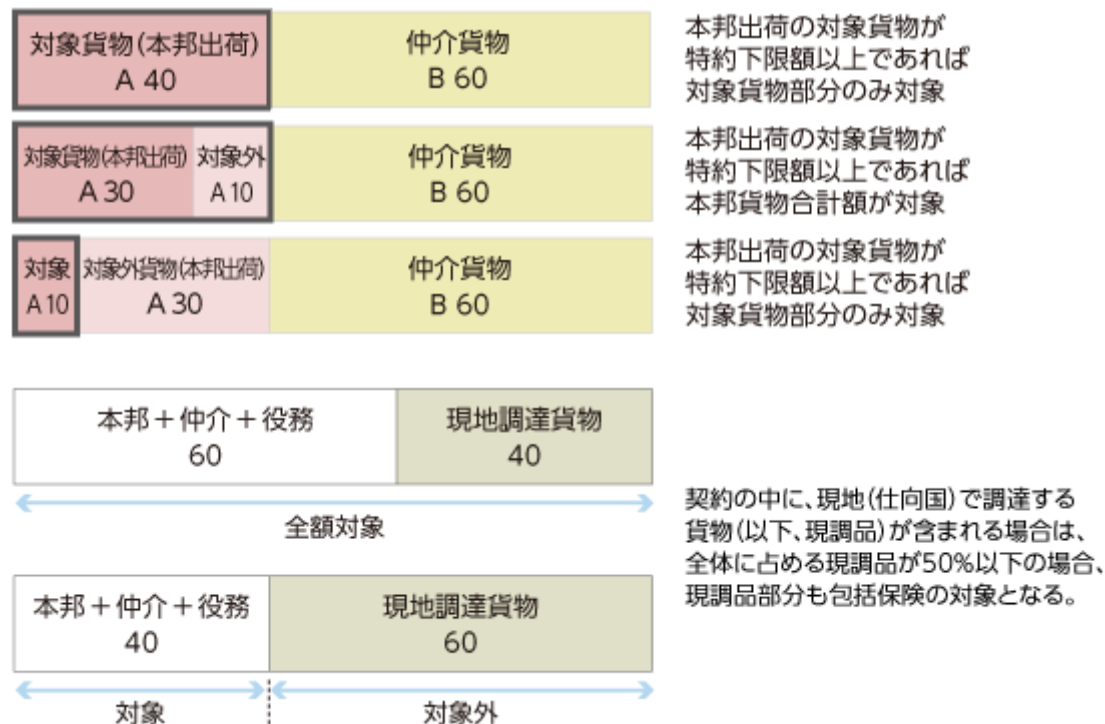
対象貨物(本邦出荷) A 50		対象外 A 10	仲介貨物 B 40	全体で特約下限額以上であれば 全額対象
対象貨物 A 20	対象外貨物(本邦出荷) A 40		仲介貨物 B 40	対象貨物が特約下限額以上であれば 対象貨物部分のみ対象
対象貨物(本邦出荷) A 40	対象外 A 10	仲介貨物 B 20	役務 C 30	全体で特約下限額以上であれば 全額対象
対象貨物 A 20	対象外貨物(本邦出荷) A 30	仲介貨物 B 20	役務 C 30	対象貨物が特約下限額以上であれば 対象貨物部分のみ対象

・看做し仲介貿易契約

全体が設備(プラント)か仲介貨物に本邦貨物を組み込んで製造する機械など



それぞれが単体の貨物(日本製完成車と外国製完成車など)



100%仲介貿易契約(特約オプションを選択した場合)

